

經濟論叢

第十卷 第三號

ルカーチにおける社会存在の論理(二)	平井俊彦	1
經濟成長とインフレーション・ギャップ	鎌倉昇	19
特別償却をめぐる企業利益 の表示問題(続き).....	高寺貞男	37
選択理論における一つの問題点.....	西川徹	50
国会開設請願運動の發展構造(三).....	内藤正中	69

昭和三十二年九月

京都大學經濟學會

国会開設請願運動の發展構造(三)

内 藤 正 中

四 自由党と民衆

(I) 統一行動の解体

国会開設の一点において、すべての利害が抽象統一され、国民諸階級が結集してたかつた請願運動の發展―統一戦線の解体として、十四年十月の自由党成立が考えられるのであった。自由党成立にいたる請願運動以来の過程を、統一戦線を構成した諸階級の利害關係から追究してゆくことにしよう。

十三年には、三月十五日から開かれた愛国社大会を頂点として、愛国社―国会期成同盟会の統一的指導のもとに、国会開設請願運動が全国的なひろがりとなり、と全国的なかままりとをもつて展開していった。岡山県下でも、十二年十二月の兩備作三国親睦会につづき、十三年九月の上道郡自衛社、十月の三国親睦会第二次請願、十一月の小田・浅口兩郡請願などと、国会開設請願は波状的に行われてゆく(いずれも『山陽新報』記事による)。かくして請願運動の發展は、十一月十日、全国の同志六十八人によって審議採択された『遭害者扶助法』に代表される戦闘的性格、すなわち国会開設は、全国民の團結した実力であらうといふ以外にはない、という非常な決意にまで到達されるので

あつた(国会開設者密議探聞書)——『明治文化全集』(二二卷)。だが運動が激化し、戦闘的性格を示すにしたがつて、この流れに逆行する動向もまた顕著にならざるをえない。以下でわたしたちは、『山陽新報』紙面に現われる論調のなかから、その推移をみてゆくことにしたい。

十三年七月、全国的な請願運動の波状攻撃がなされていくさなかに、まず運動の「過激」にわたることを警戒する寄書が発表された——「而して我輩が不遜を顧みず無用の贅言を長々しく吐きて諸君に告げんとするは、不撓不屈我々人民の思慮はここにありと、如何にも其微意ある所を政府に徴するに到る迄、温厚実若に願望せん事是なり苟も此の如くにして願望せば、争でか政府漫りに捨放する所あらん。其期に際すれば必ず過激に涉り世上に笑を招く勿れ、堅志耐忍事を為す所あれ」(賀陽郡野崎屋太「国会願望の諸君に告ぐ」十三年七月二十日号)と。さらにつづいて七月二十八日号の論説では、「記者曰く、本論は大に今日天下に所謂る輿論とは反対の点に立てり、……其精神に至りては、尋常の寄書に異なり、依て之を掲載す」と註記して、「余輩は常に人民が軽々地に自由民権を談論指揮するもの、或は戦闘となり或は争乱となるを恐れるのみ」と述べた投稿——『国会開設論は憂う可し喜ぶ可からず』を掲載しているのがあつた(十三年七月二十八日号)。すなわちこの投稿、それを引用した論説がいわんとしているのは、請願運動それ自体の反対ではなく、その手段方法を誤るとき、いいかえると、過激におよび戦闘争乱にわたる憂慮をその理由としているのであつた。この論点は、さらに在岡山高杉蒼鳩の所説で一層具体的に展開されてゆく——「假令廟堂上如何なる盛挙あらんとするの際なりとも、豈人民の請願書を斥くるの理あらんや。又之を納れて何の妨げかある。況んや彼の書面の如き盛挙に百禱百益ありて一害一毒なき者に於ておや、……此人民三千余万の多き、豈其中に不平を抱き乱を好むの徒なきを保す可けんや。目今紙幣は下落し物価は騰貴す。不平狂暴の徒の口

を籍き名を仮らんとする其媒介豈一二に止まらんや。政府宜しく此に察する所なくんば、貧賤死を決するの諺の如く、遂に一大変亂を醸成し來り、彼の仏国の故轍を踏むに至らんも亦計り知る可からず。其殷鑒甚だ遠きに非ざるなり」(十三年八月十五日号)。

明らか、かれらが恐れているのは、「貧賤死を決する」場合であり、「仏国の故轍」であった。すでにみてきた桜井提案——県議路線が、「世の論者が喋々論弁し、尋常の人民が汲々懇請するよりも、深く其影響を政府に及すべくして」と(十三年八月十六日号)、みずからを区別し、県議のみがその任に堪えうるものとした自負と、同一の線上から発言せられたものと理解できるのであった。ただ十三年の後半という時点が、専制政府に対置されるすべてを代表していた民権運動家——第三階級に、新しい脅威を、その内部から感じさせるにいたったことが大きな相異を示している。

(註) 第四階級の脅威に対する民権家の考えは、社会党論というかたちで十二年後半からみられてくる。たとえば「大阪府民の暴徒大塩を迫慕するを見て、世の小年無産の徒が之を民権閉宗などとし、社会党論を輸入し、以て民権を妨害する者あらん」と今日に戒慎せずんば、或は其の無きを保する能わざるなり」(林茂「自由民権論の社会的限界」——『明治史料研究叢書』第三卷五四頁)と、都市下層民の動向が、「大塩の乱」をつうじて社会党論に反映しているのであった。また、十三年に元老院に提出された建白書のなかにも、仏国の故轍、階級対立の激化を回避する必要を力説する意見を見ることが出来る(『明治十三年全国国会開設元老建白書集成』二五・三七・四〇・七一頁)。

新聞論調の推移は、政治運動の内部構成における変化——旧指導者の脱落を反映するものであった。民権組織の細胞ともいえる郷党親睦会でも、幹部の脱落がみられてくる——「東北条郡有志者の親睦会は、去る四月四日開会、……會員共は後來益々盛なるべしと思ひ届たるに、初回のみにて夏季の会は何の沙汰もなく流れて来て、今又秋

季となりたれど、流会とも延会とも何とも分らず、全く幹事たる人の怠情より斯不都合を生じたるならん」(十三年十月三一日号)。また民権運動指導者間に認められる主導権の下降もそうである。大庄屋―大豪農出身身議が、小豪農に県議を交代していること(拙稿『自由民権運動と豪農層』)、国会開設請願の十二年十二月の第一次と十三年十月の第二次とは、その上京委員が、県議からいわゆる「人民有志者」に交っていることなどをあげることができ(拙稿『山陽自由党の組織過程』)。したがって、この推移は十四年において、「最初は死すとも止まずとか、生きて還らずと云いし程の人ありしにもかかわらず、近来に至りては更に尽力する者なきよしなるか」「我県下の議員若しくは常置委員となれば、反て官吏を気取り民権杯は棚に上げ」(『著作雜誌』第四号)と、十二年段階の民権運動家たちが、冷笑批判を甘受せざるをえない立場におかれるのであった。

この推移をひきおこした根拠は、何に求めらるべきであろうか。さきに分析した民権運動の發展に即応する第四階級の脅威という情勢が働いたであろうことは、十分考慮できる理由である。と同時に、この客観情勢推移のなかで、民権運動家の主体的条件の変化が反省され、それが具体的な実践行動に表明されたものとみることができよう。

十年以降のインフレーションは、「夫れ紙幣の下落するや、民間紙幣を有するもの皆な損失す。土地を有するものは租税減少し、地価騰上するを以て寧ろ利益するも損失せざるなり」(『東京經濟雜誌』十四年五月五日号)と、土地所有者とくに地主層に利益をもたらす。そしてさらには、「加うるに紙幣の増発を以てし、紙幣の低價下落の大に物価の騰貴を致す。而して米価の騰貴は大いに一般農民金納の得失に關繫し、二三年來に於て農民に裕福の色あり」(『山陽新報』十二年八月十二日号)と、豊作・反当収量増加、そして地価騰貴に加える米価騰貴とで、農民には実質

的な地租軽減となつていった。^(註) 同じ頃小田那からの通信は、十二年麦作の不振を報じたが、すぐつづいて「併し地租改正の期年も近ければ、再び改正ありて減税なるべしと、一日三秋の思いをなし来る明治十三年を待ち居れり(十二年八月三十日号)と、十三年改訂への期待を記している。期待の可能性を現実の必然へ転化させるための政治運動―国会開設請願運動への参加であつた。だが十三年に改訂据置と決定されるや、「西々条郡大村の人民は過般地租は従來の通りにて明治十八年迄据置かるる旨を達せられたるを喜び、一同相談の上、先頃同村某社に集合し祝宴を開き各々歡を尽して引取しという」(十三年九月十六日号)と、歡喜は鬪争の腰くだけをかきたすことになる。

(註) 民権運動における地租問題にたいする態度は、十年立志社建白書と十三年愛国社の国会開設上願書との間に、大きな差異が認められるのであつた。前者においては地租改正それ自体にたいする批判、地租の重さが論ぜられていたのに対し、後者では、地租にたいする批判はなされず、地券交付―地租徴収から政府にたいして租税協賛権・予算議定権を要求している。十三年における土地所有権の確立―権利意識の自覚をもたらしたものは、定額貢租に対応する米価騰貴、したがつて、地租の比重の相対的低下に基因するのではなかるうか。

だが地租の実質的軽減の利益が、土地所有農民に限定されることはもとよりである。それも所有規模が大きいほど有利である。これにたいして経営規模の大きさは、必ずしも即応する利益としては具体化されなかつた。耕作農民の場合、寄生地主と異つて、地価算定における労賃無視が大きな問題であつたことをすてに指摘しておいた。好況のなかで一層経営を拡大せよとする場合、生産費の問題が大きく前面にかび上つてくる。雇傭労働・肥料代・農具代の騰貴は、インフレ過程ではとくに顕著となつてゆく。かくして地主的利害とは別個な地価修正の運動が、十二年頃から耕作農民を主体としてたたかわれるのであつた。十二年にはじまる越前五郡二十八ヶ村の鬪争は、杉田定一父子の指導による地位等級・反当収量の再調を要求する(『杉田鶴山翁』二八六―三六五頁)。また新潟県下田

二十二大区各村農民による九ヶ条の地租改正不服數願運動は、上京大藏卿に直訴を執行しようとしたのである。その第八項には、「租第一号を以て我大区に限り總代を立るの權を割れ、三石以上の地主を庄下に召喚し、冗費を以て民心を挫折せしめんとする処分之事」と指摘し、三石以上の地主と耕作農民とは、明確に対立するのであった(『朝野新聞』十二年七月三日号)。地租改正における地位等級組立をめぐる政府官員―戸長・總代人の不正歪曲が改めて問題にされ、地租軽減に結集された農民的統一戦線の内部矛盾が顕在化することになったのである。

右の問題点に関連して、十三年末から十四年にかけて、小作騒動の記事が新聞紙上に瀕出することになる。なかでも、国会開設請願の当初から活躍していた忍峽稜威兄が、累代庄屋として支配してきた浅口郡西原村で、十三年末から正月にかけて金納減額の小作争議がたたかわれ(『交詢雜誌』三五号十九頁)、隣りの船穂村でも、三十人の小作人による県庁強訴(『山陽新報』十四年三月六日号)、さらに同村小学校では、地主・小作人双方の子供が同盟休校し、ために二〇〇名の生徒中四〇名の登校者を数えるにすぎないとの事態まで発生させたのである(十四年四月七日号)。この事例は民権指導者の居村のことだけに注目しなければならない。かくのごとく、これまでみることができなかつた小作騒動の記事が急増しているのである。

殖産興業の面でも官營・政商資本中心の保護育成策に代り、十年以後府県による地方産業の奨励が盛んとなる。岡山民立博覧会・勸業試験場・岡山商法会議所の設置助成などその一貫である。また前述「農村の繁栄」を基盤にして、製米・製織の家業マニファクチュアが勃興する。十一年作州二宮村の私立養蚕伝習所、十四年二宮座練製糸場などは、作州民権派豪農により設立経営されたものであった(拙稿『自由民権運動と豪農層』)。このなかにあって政府の財政経済政策の変更は、太政官布告第四十八号、工場払下概則として公布され、少なからず地方ブルジョ

アジアの歡心をそそるることになった。『山陽新報』は、「政府所有の諸工場を払下げんとす」の社説をかかげ、「今之を廢するは、則ち一は以て政府の使途を節減し、一は以て平民間の事業を増し、實に一挙兩得の美拳」と賛辞を送って歡迎するのであった（十三年十一月十九日号）。官營工場鉱山が、政商財閥資本に集中的に払下げがなされるのは、主として工部省廢止の十九年前後にぞくするかぎり、当年の地方ブルジョアに發展にたいする阻止的要因の除去として、喜び迎えられたわけである。

だが地利米による貨幣財産の蓄積が、右のような産業資本として生産面へ投下されるのは、例外的なことにぞくする。むしろ主として流通過程に参加することをもって、商業高利貸資本として發展を意図したところに、民権運動家の方向を決定的に規定する要因が存在していた。十年以降の不換紙幣の異常な膨脹は、投機的利益をもとめて空転する商業を繁栄させ、商人数を急増させることになる。三都の商人数は、十二年の十一万人から十四年には十九万八千人へと約二倍の増加を示している（土屋喬雄『明治初期のインフレーションとその克服—経済学論集』二四卷一—二四頁）。九年改正国立銀行条例以来の地方国立銀行の増加もめざましい。十二年までに全国一五三行をかぞえた国立銀行資本金の大部分は、士族の金禄公債に依拠して出発したが、その支配権は次第に士族から商人・地主へと移行する傾向をもっていた。そのモデルタイプを、仙台の第七十七国立銀行を分析した荒井正夫氏の『日本における地方銀行の發展』（中央大学『経商論叢』六二号）から、わたしたちはみることができる。またインフレ・デフレの過程をつうじてこの国立銀行は、土地を抵当とする貸付を行い、土地の集積と喪失の過程を媒介することによって、銀行株主である士族・豪農・豪商の寄生地主へと転化を促進していった。さらにインフレによる米価騰貴をもって、国立銀行を媒介とする地租金納化のための米穀取引を盛んにし、地方ブルジョアに寄生的投機的な商業活動へ

おもむかせたのであった。

岡山の第二十二国立銀行も同様である。十年十月に創立をみた第二十二国立銀行は、元大參事花房端連、元県令新庄厚信、保守派士族の総帥杉山岩三郎ら士族代表と大阪の広岡久右衛門、神戸の橋本藤左衛門を發起人とし、総株の三分の二を旧藩士一族が負担することにより発足した(『岡山市史』五卷四六七三頁)。経済界の中心に位置した銀行は、岡山経済界推進力の基動力となる。福沢一門で占有する『山陽新報』も、商品流通の拡大發展を目標として、銀行とタイアップしつつ世論を指導していった。たとえば、十二年八月二三日の一五二号より一五八号にわたり連載された社説『商法学校を興起するの今日に急要なることを論ず』などがその代表的なものである。論説をうけて国立銀行首脳により岡山商法会議所が設立され、また岡山商法講習所が箕浦勝人校長、山本達雄教頭を迎えて発足するのであった(『岡山経済文化史』三九三頁)。こゝで注目されるのは、これら連の商業部門施設にかんする發起人・運営者のなかに、わたしたちが必ず、新庄厚信・小松原英太郎・三村久吾などかつての民権指導者、そして十四年十月成立の山陽自由党の領袖を見出すことができるのであった。

(I) 自由党の成立

右に分析した諸条件を基盤として山陽自由党・美作自由党が結成された。その構成メンバーについては、別稿で明らかにしたところであるが、美作自由党機関誌の言葉をかれば、「才智の二力を有し、併せて土地に名望ありて、今日結合を計るに最も適當なる人」(『美作雜誌』四号)として概括することができよう。だが自由党成立にかんする問題は、いうところの「結合」のなかにある。東京の自由党結成についても、『自由党史』がいろいろとく、愛国社↓国会期成同盟会↓自由党結成盟約↓自由党と直線的に發展したものとするには、なお多くの疑問が残る。いまこの

問題を正面からとり上げることが紙数が許されないのて、山陽自由党結成過程に即しつつ略述してゆく。

国会開設請願運動以来、県議グループに代つて民権運動を指導してきた小林樟雄・満藤恒・森真十郎の三名を仮事務委員として、十四年九月、満藤の本拠―自衛社がある上道郡西大寺村に山陽自由党は発足することになった。その仮規約は『山陽新報』十四年九月三十日号に掲載されているが、その内容は十三年十二月『自由党結成の盟約』とほとんど同一趣旨のものであった。

だが十一月に正式成立した山陽自由党は、小林・森の両仮委員を排除して、本部委員には、新庄厚信（元岡山県令―第二十二国立銀行取締役）・三村久吾（岡山商法会議所―十四年岡山県会議長―岡山米商会所頭取）・満藤恒（書籍文具業問屋―米穀取引所理事）の三人が選任されたのである。民権運動は、ここに「人民有志者」からかつてのごとく士族および県議へと主導権が移つていったのであった。「苟も忠君愛国の人士は剛毅にして粗暴に流れず」（『美作雑誌』三号）と自負した民権指導者は、「政治に関する事項を講談論議するために結社したるものに非ず」（『規則』第十八条）と規定しつつ、党内よりの左派追放を専ら事とする（詳細は拙稿『山陽自由党の組織過程』）。かくして自由党は党内闘争を経過するなかで、地主政党として自らを純化してゆくのであった。

全国民の統一した要求をかかげ、各階層の結集をもつて出発した日本のブルジョア民主主義運動は、国民すべての政治参加を具体的に表現する国会開設を十年のうちにひかえて、「人民の意志」はふみにじられ「代表者の意志」にすりかえられようとする。いまや自由黨員は、華士族だけが政治に関係し平民が除外されている現状を批判して、「政権の平等」―ブルジョアの平等を露骨に要求しはじめ（『美作雑誌』第十八号）。また板垣が林包明にたいして「拙者は急進主義を執る者にはあらねど、只現時政府の組織を撃破して自己の所信を達せんとするには、勢い過激

の手段に出てざるを得ず。故に斯くは急進論を主張するなり。我所望の一端を達して国会正に開くるの隙には、拙者は忽焉として漸進家に変ずるなり」(『山陽新報』十四年十月十二日号)と述べたと伝えられたこの言葉は、真偽のほどはともかくとしても、いまの場合十分考えられる板垣の発言であり、自由黨員の思想であるといえよう。

国会開設請願運動の發展が、このような自由党として結果するとすれば、民衆はみずからの要求を独自の組織をもつてたたかいたらねばならなくなった。さきの板垣の言にたいして、「此の言葉果して信ならば、誰か阿氏の詭謀詐術を怒らざるものあらんや」(同上紙)と批判するとき、自由党を組織する民権指導者にたいして民衆は快別をしていたのであつた。愛知県のア国交親社の「絶交」は、その代表的事例として考えられるのであつた(長谷川昇「愛国交親社の性格」『歴史評論』七八号三三頁)。民衆の自由党にたいする期待はふみにじられ、両者の間におかれた階級利害の対立は、今後一層明確化してゆくこととなるであろう。民衆の間には、静岡の借金党・愛知の愛国交親社・秩父の困民党などが、未成熟なかたちではあれ、新しい性格をもつ闘争母体がうみだされてゆくのであつた。岡山県でも、自由党組織とは別個に、そうした農民独自の困民党組織が、農民独自の要求をかかへて闘争することとなる(『自由新聞』十七年一月二十四日号)。だが、だからといってわたしたちは、それらにすべての期待をかけることはできない。それらがブルジョアジーを買いとられたのちでの、ブルジョア民主主義革命を「下から」推進してゆく革命勢力であるにせよ、孤立的・分散的にしかたかかわれないかぎり、わたしたちは萌芽的なものとしてしか評價することができないであろう。今後のわたしたちの課題は、歴史のなかで労働者階級の成長、その前提としての資本主義の發展を明らかにすることにおかれねばならない。